

平成19年10月31日
防 衛 省

駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設
及び再編関連特定周辺市町村の指定について

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)
第4条第1項及び第5条第1項の規定に基づき以下のとおり、再編関連特
定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を指定する。

1 指定告示：平成19年10月31日 防衛省告示
(同日付官報に掲載)

2 指定内容：

再編関連特定防衛施設	再編関連特定周辺市町村
車力通信所	つがる市
横田飛行場	立川市、昭島市、福生市、武蔵村山市、羽 村市、瑞穂町
キャンゾプ座間	相模原市
横須賀海軍施設	横須賀市
岩国飛行場	大竹市、周防大島町、和木町
キャンゾプ・シユワジ	
キャンゾプ・ハンセン	
那覇港湾施設代替施設	浦添市
千歳飛行場	苫小牧市、千歳市
三沢飛行場	三沢市、東北町
百里飛行場	かすみがうら市、行方市、銚田市、小美玉 市、茨城町
小松飛行場	小松市、加賀市、能美市、川北町
築城飛行場	行橋市、みやこ町、築上町
新田原飛行場	宮崎市、西都市、高鍋町、新富町

注：防衛施設及び市町村については、今後追加で指定される場合がある。

以上